

第78号議案

品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する

条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

区内の浴場における入浴者の衛生および風紀の保持については、「品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき指導等を行っている。昨今浴槽の衛生管理が向上していること、また、他自治体の動向を踏まえ、浴場業における衛生措置の基準について見直しを行う。

2. 改正内容

（1）浴槽水の換水頻度の見直し

現在、条例では、レジオネラ症（レジオネラ属菌という細菌が原因で起こる感染症。レジオネラ属菌は、循環式浴槽や建物に設置されている冷却塔、加湿器、貯湯槽等が衛生的な維持管理をされていない環境で繁殖し、人が感染すると、肺炎を引き起こすこともある。）の防止対策として、浴槽水は、毎日換水するよう規定している。

一方で、国が技術的助言として作成している「公衆浴場における衛生等管理要領(平成15年2月14日付国通知)」（以下「要領」という。）においては、「毎日完全に換水して浴槽を清掃すること。ただし、これにより難しい場合にあっても、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃」との記述があることに加え、浴場に起因するレジオネラ属菌の集団感染は、全国的に見ても稀な事例であり、主な原因が配管洗浄の未実施や不適切な浴槽水の消毒等によるものであるとされている。

また、要領および衛生管理の向上を踏まえ、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府等の自治体においては、毎日の換水を原則としておきながら、循環ろ過を行っている等の浴槽について、週1回以上の換水を認めている。品川区保健所においても、レジオネラ属菌行政検査での検出率は、平成25年以降、10%を下回って推移している。

これらのことから、湯量の少ない温泉利用施設や連日使用型循環浴槽といった浴槽にあっては、浴槽水の衛生は担保しつつ、週1回以上の換水を認めることとする。なお、週1回の換水を認める場合は以下の要件のいずれにも

該当する場合とする（規則に規定する）。

- ① ろ過装置を使用して、浴槽水を循環させているとき。
- ② 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備が設置されていないとき。
- ③ 維持管理が良好で、公衆衛生上支障がないと認められるとき。

(2) 浴水槽の消毒方法の見直し

区ではこれまで、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上に保つよう規定し、これにより難しい場合であっても、塩素系薬剤とその他の消毒方法の併用しか認めていなかった。また、比較的安価に入手のできるモノクロラミンという結合残留塩素は、塩素系薬剤との併用を行うと、強烈な塩素臭が発生する等の問題があった。

国は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（平成27年3月31日付国通知）」において、浴槽水の消毒方法として、アルカリ性等の環境でも消毒効果を発揮するモノクロラミンを単独使用できることとしていることから、区においても併用に限らず、モノクロラミン等の単独使用の消毒方法を認めることとする。

(3) 風俗営業等規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の規定に該当する公衆浴場の営業時間の見直し

風営法第13条では、これまで「風俗営業者は、午前零時から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない。」としていたところ、風営法の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）により、日出時は1年でその時間に変動があり、営業者の負担となることから、「日出時」を「午前6時」に変更する改正が行われた（平成28年6月23日施行）。

条例において、風営法の規定による公衆浴場の営業時間の制限の規定があることから、風営法の改正と同様の改正を行う。

3. 施行日

公布の日

4. 関連規則の改正

品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例
施行規則

- ・「週1回の換水を認める場合の要件」を追加

新旧対照表

○品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例

新	旧
<p>品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例</p> <p>第1条から第3条 (現行のとおり) (衛生および風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項に規定する条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならないものは、次のとおりとする。 (1)から(7)まで (現行のとおり) (8) 浴槽水は、1日1回以上<u>換水して浴槽を清掃すること。</u> <u>ただし、規則で定める場合には、1週間に1回以上換水して浴槽を清掃すること。</u> (9) (現行のとおり) (10) (現行のとおり) アからウまで (現行のとおり) エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを<u>併用する等</u>、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。 オ (現行のとおり) (11)から(41) (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり) (1) (現行のとおり) アからソまで (現行のとおり) タ 午前零時から<u>午前6時</u>までの時間において営業を行わないこと。 チ (現行のとおり) (2) (現行のとおり)</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>第5条から第6条 (現行のとおり)</p>	<p>品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例</p> <p>第1条から第3条 (略) (衛生および風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第4条 法第3条第2項に規定する条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならないものは、次のとおりとする。 (1)から(7)まで (略) (8) 浴槽水は、1日1回以上<u>換水すること。</u> (9) (略) (10) (略) アからウまで (略) エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを<u>併用し</u>、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。 オ (略) (11)から(41) (略)</p> <p>2 (略) (1) (略) アからソまで (略) タ 午前零時から<u>日出時</u>までの時間において営業を行わないこと。 チ (略) (2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5条から第6条 (略)</p>